

---

プロジェクト      リース

項目                      第 148 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 148 回リース会計専門委員会（2024 年 5 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 単体財務諸表への適用

### （税法との関係）

2. 本会計基準案等が企業に与える影響の大きさを考慮すると、歴史的に連結財務諸表と単体財務諸表に同一の会計処理が用いられてきたことという理由では、税法と密接に関係する単体財務諸表において特例措置を設けないことで生じる企業のコスト負担の正当性は見出せないと考える。
  - (1) 税法が本会計基準案等に整合する形で改正された場合、中小企業に対しても波及する虞がある。一方、税法が改正されず、会計上の取扱いと税法上の取扱いが異なる場合、借手には申告調整の実務負担が生じる懸念がある。このような懸念への対応として一定の特例措置が必要と考える。
  - (2) 税法が改正されず、会計上の取扱いと税法上の取扱いが異なる場合の対応として、連結財務諸表と単体財務諸表において大きく異なる会計処理を求めるのではなく、本会計基準案等の基本的な考え方は残しつつ、オペレーティング・リースについてリース負債を利子込みのリース料総額での計上することを認める方法を検討すべきと考える。
  - (3) 貸手の第 2 法の会計処理が廃止された場合、税法が改正される可能性が高く特に消費税の多額の資金負担が生じる一方で、単体財務諸表において第 2 法を維持したとしても、利息相当額を注記することで財務諸表利用者のデメリットは限定的と考えられるため、単体財務諸表において第 2 法の会計処理を認める特例措置が必要と考える。
3. 法人税法上、使用権資産が減価償却資産として取り扱われるか否かにより企業の実務負担は異なってくると考えられるため、特例措置を検討するにあたり法人税法上の取扱いを確認する手段があるか確認したい。

**(連結会社相互間のリース取引に関する簡便的な取扱い)**

4. 借手のリース期間について貸手のリース期間とすることができる簡便的な取扱いを認める事務局提案に同意する。
5. 連結会社間の取引について借手のリース期間に関する延長又は解約オプションの行使可能性が合理的に確実であるかどうかの判断は難しいと考えられるため、事務局提案に同意する。ただし、簡便的な取扱いを採用している場合の開示の必要性や、新たに連結の範囲に含める場合や連結の範囲から除外する場合の取扱いに関して追加で検討する必要があると考える。
6. 親会社と子会社のどちらを借手のリース期間決定の主体とするのか判断が困難となる場合があるため、簡便的な取扱いを設ける事務局提案の方向性に賛成する。ただし、新たに連結の範囲に含める場合や連結の範囲から除外する場合の取扱い及び親子上場の場合に上場子会社の連結財務諸表上での簡便的な取扱いに関して追加で検討する必要があると考える。
7. 単体財務諸表に簡便的な取扱いを一律に認めることには慎重な対応が必要である。ある企業の単体財務諸表と他の企業グループの連結財務諸表との間での比較可能性の確保の観点で懸念がある。また、新たに連結の範囲に含める場合や連結の範囲から除外する場合にリース負債の計上額が一時に増減することの影響についても検討が必要と考える。

**貸手の基本となる会計処理（文案の検討）****(第1法と第3法の適用関係)**

8. 事務局提案に同意する。ただし、「製造又は販売を事業とする貸手が主たる事業の一環で行うリース」という変更案について、例えば、「主として製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」とするか、「製造又は販売を主たる事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」とする方がより明確になると考える。
9. 第3法において販売益相当額に重要性がなく利息相当額に含めて処理を行う場合、利息相当額にも重要性がない場合には利息相当額が定額法で処理され、結果的に割賦基準と同様の処理になる懸念があるため、一定の制限が必要ないかの検討が必要になると考える。

**(販売益相当額が生じる場合の会計処理)**

10. 本適用指針案第67項の変更案に関して、第3法の販売益相当額が生じる場合の会計処理を明確にする事務局提案に同意する。

11. 本適用指針案第 67 項の変更案に関して、第 3 法を適用する企業においては現金購入価額と現金販売価額に差がない想定であると考えられるため、販売益相当額が生じることを前提に会計処理を定めることに賛成しない。また、仮に記載するのであれば、現金購入価額と現金販売価額に差がない想定取引を主たる定めとして記載すべきと考える。

**(結論の背景の記載の見直し)**

12. 本適用指針案 BC101 項の変更案に関して、「貸手が主たる事業の一環以外で行う不動産を原資産とするファイナンス・リース」という例示は事例が稀であると考えられるため、他の例示（例えば、設備を大量に購入してボリュームディスカウントがある場合等）を検討した方が良いと考える。
13. 本適用指針案の変更案 BC102 項に関する第 2 法を廃止する理由の記載について総額で計上するか純額で計上するかの違いとして表現とした方が分かり易いと考える。また、製造又は販売を事業とする以外の貸手についての経済実態を適切に反映しないという表現は現行の会計処理が正しくないと誤解される懸念があるため修文が必要と考える。

**オブザーバーからのコメント**

14. 有価証券報告書の提出義務のない会社法上の大会社では、連結財務諸表と単体財務諸表を一致させる必要性はないため、単体財務諸表への適用に関して関係当局と連携を図り、企業規模に応じて実務に即した利便性の高い基準設定の取組みを行う必要があると考える。具体的には、企業規模に応じて税法と親和性の高い現行処理を認めることや、実務上の対応が困難な借手のリース期間について貸手のリース期間の適用を認めるなどを検討することが有用と考える。

以 上